

議事日程第5号

平成28年12月9日(金)

第1 議案上程(議案第65号から第85号まで及び報告第18号)

議案説明、質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

第3 議案上程(議案第86号)

提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、常任委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 佐藤 誠	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	加藤 秋男
副事務局長	畠山 隆之
局長補佐	湊 智志
局長補佐	杉本 一也

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部 幸男	副市長	杉本 俊比古
教育長	鈴木 雅彦	監査委員	湊 忠雄
総務企画部長	船木 道晴	市民福祉部長	原田 良作
産業建設部長	佐々木 一生	教育次長	木元 義博
企業局長	佐藤 盛己	企画政策課長	藤原 誠
総務課長	目黒 雪子	財政課長	八端 隆公
税務課長	田口 好信	生活環境課長	山田 政信
健康子育て課長	福田 ひとみ	介護サービス課長	佐藤 庄二
福祉事務所長	伊藤 文興	農林水産課長	武田 誠
観光商工課長	伊藤 徹	建設課長	佐藤 透
病院事務局長	柏崎 潤一	会計管理者	菅原 信一
学校教育課長	吉田 雅美	生涯学習課長	鎌田 栄
監査事務局長	三浦 秋広	企業局管理課長	菅原 長
選管事務局長	(総務課長兼任)	農委事務局長	(農林水産課長兼任)

午前10時01分 開 議

○議長（三浦利通君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第65号から第85号まで及び報告第18号を一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第1、議案第65号から第85号まで及び報告第18号を一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

はじめに、船木総務企画部長の説明を求めます。船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） おはようございます。

それでは、私から議案第65号から第69号まで及び第72号について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第65号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の2ページをお願いいたします。

本議案は、秋田県人事委員会の給与等に関する勧告に準じて職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、扶養手当の額を見直すため、各条例の一部を改正するものであります。

第1条は、男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第16条第2項の改正は、今年度の12月期に支給する勤勉手当の支給割合を現行の0.775カ月から0.05カ月引き上げ0.825カ月とするもので、これによりまして年間の支給割合は、現行の4.05カ月から4.1カ月となるものであります。

附則第22項の改正は、給与制度の総合的見直しによる給与水準の引き下げに伴う激変緩和措置、いわゆる現給保障として、給料月額に加算する額を給料月額の0.85パーセントから0.81パーセントに改めるものであります。

別表第1から別表第3までの改正は、行政職給料表、医療職給料表及び教育職給料表を改めるものであります。

18ページをお願いいたします。

第2条も男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第6条の改正規定は、扶養手当の額を改めるもので、配偶者に係る手当額を現行の月額1万3千円から他の扶養親族と同額の6千500円に引き下げるとともに、子どもに係る手当額を現行の6千500円から1万円に引き上げるものであります。

なお、この改正につきましては、経過措置を設けております。

第7条の改正規定は、扶養手当の改正に伴う条文の整理であります。

19ページをお願いいたします。

下の方になりますけれども、第16条第2項の改正は、平成29年度から6月期及び12月期に支給する勤勉手当の支給割合を、それぞれ0.8カ月とするもので、年間支給割合に変更はないものであります。

一番下ですが、第3条は、男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

20ページになりますけれども、第4条第1項の改正は、特定任期付職員の給料月額を改めるものであります。

その下の附則第2項の改正は、給与制度の総合的見直しに伴う激変緩和措置であります。

附則の第1項は、本条例の施行期日でございますが、公布の日とするものであります。第2条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行するものであります。

附則の第2項は、給料表の改正等は平成28年4月1日から、勤勉手当の改正は、同年12月1日から適用するものであります。

附則第3項は、給与の内払い、次のページになりますけれども、附則第4項は扶養手当に係る来年度の特例を規定したものであります。

24ページをお願いいたします。

次に、議案第66号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、一般職の職員の給与改定に準じて市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

第1条の改正規定は、今年度の12月期に支給する期末手当の支給割合を現行の1.50カ月から0.05カ月引き上げ1.55カ月とするもので、これにより年間支給割合は現行の3.0カ月から3.05カ月になるものであります。

第2条の改正規定は、平成29年度から6月期及び12月期に支給する期末手当の支給割合を、それぞれ1.525カ月とするもので、年間支給割合に変更はないものであります。

施行期日は、第1条の規定は公布の日、第2条の規定は平成29年4月1日とするものであります。

26ページをお願いいたします。

次に、議案第67号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、特別職の職員の給与改定に準じて、議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

第1条の改正規定は、今年度の12月期に支給する期末手当の支給割合を現行の1.525カ月から0.05カ月引き上げ1.575カ月とするもので、これにより年間支給割合は現行の2.95カ月から3.0カ月になるものであります。

第2条の改正規定は、平成29年度から6月期及び12月期に支給する期末手当の支給割合を、それぞれ1.50カ月とするもので、こちらも年間支給割合に変更はないものであります。

施行期日は、第1条の規定は公布の日、第2条の規定は平成29年4月1日とするものであります。

28ページをお願いいたします。

次に、議案第68号督促手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本議案は、督促手数料の額を現行の60円から100円に引き上げるため、各条例を改正するものであります。

第1条は、男鹿市市税条例の改正、第2条は、男鹿市税外収入金の督促手数料及び

延滞金徴収等に関する条例の改正、第3条は、男鹿都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の改正、第4条は、男鹿市若美地区特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例の改正、第5条は、男鹿市若美地区漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の改正について規定したものであります。

施行期日は、平成29年4月1日であります。

31ページをお願いいたします。

次に、議案第69号男鹿市市税条例及び男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、特例適用利子及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例を定めるため、各条例の一部を改正するものであります。

改正の概要であります。日本と台湾との間の取り決めにより免税とされる台湾の投資事業組合等を通じて国内に源泉を有する利子及び配当所得等を市民が得た場合、日本から台湾に支払う際に特別徴収されなかった個人県民税利子割配当割に係る所得について、申告義務を課し、3パーセントの個人市民税所得割を課税する特例を定めるとともに、国民健康保険税の所得割及び減額基準の算定に用いる所得の額に特例適用利子等及び特例適用配当等の額を加えるほか、規定の整備を行うものであります。

第1条は、男鹿市市税条例の一部改正で、附則第20条の2の改正は、附則に1条を追加することに伴う条文の整理などであります。

次のページをお願いいたします。

第20条の2として、新たに特例適用利子等及び特例配当等に係る個人の市民税の課税の特例に関する規定を附則に追加するものであります。

36ページをお願いいたします。

第2条は、男鹿市国民健康保険税条例の一部改正で、附則に第14項として、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定及び第15項として、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定を追加するものであります。

37ページをお願いいたします。

この条例の施行期日は、平成29年1月1日とするものであります。

現状では、これに該当する事例は、ないものであります。

43ページをお願いいたします。

次に、議案第72号財産の取得についてであります。

本議案は、男鹿市総合行政情報システムが平成28年度末をもってリース満了となることに伴い、総合行政情報システム端末を更新するため、11月7日に指名競争入札を行った結果、株式会社ICS秋田支店が2千722万6千800円で落札したので、端末360台を購入するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 次に、佐々木産業建設部長の説明を求めます。佐々木産業建設部長

【産業建設部長 佐々木一生君 登壇】

○産業建設部長（佐々木一生君） 私からは、議案第73号及び議案第74号について説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の44ページをお願いいたします。

はじめに、議案第73号男鹿総合観光案内所の指定管理者の指定についてであります。

指定管理候補者は、一般社団法人男鹿市観光協会で、代表者は会長加藤義康、所在地は男鹿市船川港船川字新浜町1番地1、指定期間は5年で、管理者選定に当たっては公募を行っております。

次のページをお願いいたします。45ページをお願いいたします。

議案第74号男鹿温泉交流会館五風の指定管理者の指定についてであります。

指定管理候補者は、男鹿温泉郷協同組合で、代表者は理事長山本貴紀、所在地は男鹿市北浦湯本字草木原21番地2、指定期間は1年で、管理者選定に当たっては公募を行っております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 次に、目黒選挙管理委員会事務局長の説明を求めます。目黒選挙管理委員会事務局長

【選管事務局長 目黒雪子君 登壇】

○選管事務局長（目黒雪子君） おはようございます。

私からは、議案第70号男鹿市長選挙の記号式投票に関する条例を廃止する条例について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の40ページをお願いいたします。

男鹿市長選挙につきましては、期日前投票及び不在者投票は、従来の記名式投票用紙により投票を行っておりますが、当日の投票のみ、記号式投票用紙により投票を行っております。

記号式投票制度が導入された当時とは選挙制度が変わってきており、期日前投票をされる方が年々ふえております。特に男鹿市の期日前投票率は全国的に見ても高く、当日に投票される方は約3割程度となっております。

現状では、市長選挙用の投票用紙は、記名式投票用紙と記号式投票用紙の2種類を印刷しており、費用がかかり増しとなっております。また、開票においても投票用紙が2種類あることから、仕分け作業、集計作業等に時間がかかっております。

以上のことから、選挙執行経費の削減及び選挙事務の効率化を図るために、同条例の廃止を提案するものであります。

条例の施行期日は、公布の日からであります。

また改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日が告示される男鹿市長選挙から適用されるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 次に、武田農業委員会事務局長の説明を求めます。武田農業委員会事務局長

【農委事務局長 武田誠君 登壇】

○農委事務局長（武田誠君） おはようございます。

私からは、議案第71号男鹿市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の42ページをお願いいたします。

本議案は、農業委員会等に関する法律第8条第2項の規定に基づき、男鹿市農業委

員会の農業委員の定数を19人とするものであります。

条例の施行期日は、現在の農業委員の任期満了日翌日の平成29年7月20日となりますが、農業委員の任命及びその任命に関して必要となる準備行為については、この条例の施行前においても行うことができるとするものであります。

また、本年4月1日施行の改正農業委員会法において、農業委員の選出方法が従前の選挙制と選任制の併用による選出から、議会の同意を要件とした市長の任命制による選出に変更されたことにより、男鹿市農業委員会の選挙による委員定例条例及び男鹿市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例、男鹿市農業委員会の議会の推薦による議員定数条例は、廃止するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（三浦利通君） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので順次発言を許します。

14番船木正博君の発言を許します。14番

○14番（船木正博君） おはようございます。

お待たせしました。私の方からは、複合観光施設のあり方、あるいは進め方等で総合的な観点での質問ですので、どうぞお許してください。

まず運営会社のあり方というところからお聞きしますが、先日の一般質問でちょっと時間がオーバーしてしまって質問できなかった部分も含めますので、よろしくお願いたします。

ということで、運営会社代表予定者の方なんですけれども、確かに立派な経歴を持って、素晴らしい人材だとは思いますが。農業にも精通されていて、農家のためになることだったらということで頑張ってみようということで、その意思は十分に尊重はしておりますけれども、私が言いたいのは、代表者の決め方自体、ちょっとおかしいのではないかなということなんでございます。というのも、14団体の出資団体が、立派なところの名を連ねておまして、その中からの代表者が選ばれるのが本来の姿なんではないかなと、先日も言いましたけれども、そういったことで私が感ずるには、皆さんこの事業に対して意外と及び腰になっているのではないかと。そちらの説

明では、出資団体の皆さんも意欲を持って、期待を持っているということを何度もお話なされておりますけれども、但し、議会の雰囲気、様子をうかがっているという、そういうふうな状況で、我が先にやりたいという、何と申しますか強い態度というか、行政から頼まれたから渋々という、そのような感じさえ私は受けております。ということで、なり手がなくて、やむなく個人にお願いしたという、そういうふうな事情があったのではないかなということで、設立準備会議のあり方自体、私はちょっと疑問を持っております。その準備会議ですね、自主性を持った機能でしっかり進められているのか、その辺の中身を私もうちょっと知りたいわけがございますので、その辺のところをご説明をお願いします。

それと、先日の答弁で予算が通らないと運営会社も設立できないと、そういうふうな言葉がありました。私は、それは逆ではないのですかというふうに思っております。まずは運営会社が設立された上で、基本設計ができて、それから実施設計へと、そういうふうにつながっていくべきものじゃないのかなと、私はそういうふうに思っておりますので、私の考えはちょっと違うんでしょうか。その辺のところも、どうか教えていただきたいと思えます。要するに、予算が可決後に運営会社が設立ということでございますので、私の場合、だからそれが逆じゃないのかなと言っておりますので、その辺のところもご説明をお願いします。

あと、JRがとてもよく協力していただけるというふうなことをいつも言っておりますけれども、果たして汽車を利用して観光客がどれだけ来るのかと、そういうところがちょっと懸念があります。キャンペーンをいろいろやってくれるというお話あるんですけれども、年がら年中こちらの方にだけキャンペーンをやっているという、そういうことでもないだろうし、やっぱりJRだけ見込んで、当てにしていたんじゃない、それこそ当てが外れるんじゃないかなと、そういうふうに思っております。この車社会の中で、汽車の利用者はどれくらいいるのかと、来ていただける方が、それが一つの懸念でございます。

それから男鹿版DMOも立ち上げていろいろやっておりますけれども、まだまだ背後地への連絡は不十分だと思います。駅からの足がまだまだほんとに足りない、もっと車の連携をよくしないと、やっぱり観光客は次第に遠ざかっていくと。やはり、この車社会の中では、国道沿いならまだしも、終着駅の魅力とよく言えますけれども、

それだけで人は来ないと思います。列車で利用してくる人がどれほどいるか、国道沿いならまだしも、車社会であるがゆえに、観光客はどちらを利用してこちらの方に来るのか、それがまた大きな問題でございますので、それもやはり終着駅にこだわっているだけでは、だめだと思います。もともとはっきり言って立地条件が悪いところでございます。ほとんど民間だったら誰も手をつけないところ、恐らく行政だから、税金使ってやるから、おなかが痛まないからやるという、そういうふうなことさえ考えられます。ということで、その立地条件の悪さ、JRがどれくらいやってくれて、それだけで十分なのかという、その辺のところもご説明願います。

それと、この前、いろいろお二方とお話聞きましたけれども、山崎さんですか、いろいろお話聞きました。それは、かなり期待感はありますけれども、いくら敏腕な山崎さんでも、この地域、今のような状況、そういうふうなところで、どれだけの成果が出るのかと、それは一つやっぱり私も懸念事項でありまして、余りお二方に期待を持つのはいかなものなのかなと、やはり自分自身でしっかりしたものを持っていないと、余りにも一人の方を頼り過ぎると、これまた大変危険なことになるのではないかなと、そういうことさえ思いますので、そういったところを一応今のところまでのことをご説明願います。

○議長（三浦利通君） 杉本副市長

【副市長 杉本俊比古君 登壇】

○副市長（杉本俊比古君） おはようございます。

ただいまのご質問に、お答えを申し上げます。

この準備会議における代表者の決め方というご質問でございました。

この運営主体をしっかりと確立するという、議会から課題として与えられて、私どもが何とかその道を探ってきたわけですがけれども、その準備会議におきまして、決定した、合意を形成した準備会議の前に、十日ほど前だったと思いますけれども、その前にも準備会議を開催をいたしました。そのときに参画されている団体の皆さんに、それこそこの代表者、自薦も含めて、機関として推薦するということも含めて代表者としてふさわしい人がいるかどうかを機関の中で相談をして、推薦者があったら次回の準備会議で出していただきたいというような、いわば問い掛けをさせてもらったところでございます。

それから、その次の準備会議の中で、それぞれの機関に、そういう答えがあったのかどうかを伺ったところ、この施設への参画はともかくとして、代表者という形での推薦ということは難しい、できないというような皆さんの反応でございました。その中で市長の答弁にもありましたけれども、JAから、それこそ皆さん力を合わせて成功を期するんだと、そういうことをみんなで確認し合った上で、一番この組織にふさわしい、特に農業関係に精通をしている、そして強いリーダーシップをお持ちであると、そういう観点から中田さんをとという推薦があったところでございます。この推薦の前にJAの方から、こういう方を考えているけどもということ、ただ、この計画の内容をちゃんと代表者にも自分たちでも理解しているつもりだけども、まずは市の方でしっかりこの施設のコンセプトといったところを説明してもらいたいということで、この前、中田さんもお話をしておりましたけれども、市長も来た、私も邪魔したと、そういうような流れの中で代表者が皆さんの総意のもとに合意に達したと、そういうことでございます。

それから、予算が通らないと運営会社が設立できないと、これは逆ではないかというお話でございました。

いろいろこの計画を取り巻く状況の中で、まずは施設をつくって運営会社といったような流れもあろうかと思えますけれども、未来づくり協働プログラムを進めていく、この計画に関しては、現段階でやはり運営会社の設立というテーマを意識に置かざるを得ない、そういう中で進めてきたところでございます。市長の答弁でも申し上げておりますけれども、運営会社設立の準備会議に参画されている機関の方々には、当然、機関としての決定が必要であると。その機関として決定するためには、やはりこの施設が実現するんだという、そういう道筋がしっかりしていないと機関決定に諮るといえることはできないということで、まずは実施設計予算をご承認いただくという、ある意味ではゴーサインといったことを議会のご判断として賜りたいというふうに考えているところでございます。

それから、JRとしてもとても協力的だというお話でした。具体的にどうなのかというお話でしたけれども、JRとは、いろいろJR用地に関して売買の協議をしているところでございます。このことについては市長も答弁申し上げました。そういう協議の中で、この複合観光施設が県がかかわる、市がかかわる、そういった中で実現す

るものであれば、JRとしてもやはり当然協力していかなければいけないという認識を抱いておられる、そういう具体的な方策については、お示しはまだいただいております。用地に関しては、きのう答弁で申し上げたとおりですが、汽車を利用して、この男鹿線の活性化を図るといったようなことにつながる具体的な方策といったところについては、今、詳しくはどうか、その内容についてはまだ伺っていないものですが、JRもこの複合観光施設の趣旨に照らして検討していただいている状況だというふうに認識をしております。

男鹿版DMOのお話もございました。

この男鹿版DMO、いろいろ観光振興につながる物産、農産物だとか海産物だとか、そういったことも絡めたトータル的な総合的な観光振興といったようなことを意識しながら、関係する団体の方々に、今それこそDMOの立ち上げに向かって議論をしているところでございます。

車社会の中で取り組んでいけるのかというお話でございましたけれども、このDMOの取り組みの中には、例えば二次アクセスを男鹿半島内に展開していくといったようなことをDMOのテーマの一つとして組み立てていく、あるいはいろんなスポーツツアー、教育ツアー、文化ツアー、そういったことにそれぞれ参画する団体が担当をすることによって、そういうツアーを組み立てていく、そういうことに関する情報といったものは、みんな関係団体それぞれ例えばホームページの発信だとか、そういった形で取り組んでいるわけですが、市外の方、男鹿の観光に情報をアクセスしようとする人方が、すぐ、ワンストップでその情報にアクセスできるように、情報発信をワンストップにしよう。このワンストップにするためには、当然各団体の考え、市の考えも含めて、いろんな情報を収集、提供してワンストップで発信すると、こういう仕組みも必要なところでございますので、今そういうことに向かって具体的に議論を進めているところでございます。この中でJRがどれくらいやってくれるのかというお話もございましたけれども、立地条件の話として、余り適切じゃないというお話でございましたが、これにつきましては、それこそ男鹿線の終着駅という大きな魅力もあるということで、西海岸の観光展開にもつながっていくという、そういうことにつきましては、昨日、市長が答弁を申し上げまして適地だというふうに判断をしているというお話を、答弁をさせていただいたところでございます。

山崎さん、そして中田さん、このお二人の話でございました。この地域に関して、どれだけの成果を生み出せるのか、特に山崎さんに関してですけれども、そういうお話でございました。山崎さんは、何度かこちらの方におみえになって、関係する方々ともいろいろお話をされておりましたし、この農業、特に水産業を取り巻く実態、水産物の販売に関する課題、そういったことをもろもろ把握をしていただいたところでございます。ただ、山崎さんご自身が、まだ十分把握しきっているわけではないので、これからいろいろ他の観光要素、全体的なポテンシャル、そういったものについて、やはり勉強していかなければいけないという認識は示しておられるところでございます。ただ、いろいろ水産関係者と意見交換をした中では、しっかりとやっていると、自分の経験を生かして十分やっているとというふうに強く言っていただいたところは、やはり市として期待するところではございまして、余り期待しすぎると危険だというお話でございましたが、こういう施設については、こういう方に期待をして、きのうのお話でもありましたけれども、市としてちゃんと見るべきところは見て、言うべきところは言うという中で、山崎さんは民間でやるべきことは行政は口出しをしてほしくないという、そういうお考えもお持ちでございますので、そこら辺をわきまえながら市としても、この事業展開、株主を想定しているわけですので、そういう立場でいろいろ見てまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。船木正博君

○14番（船木正博君） どうも丁寧にありがとうございます。

まず、出資団体ですけれども、議決された後に機関決定をするということですから、総会なり役員会なりそういうふうなところで決めるんでしょうけれども、その中で果たしてそれが本当に通るか通らないかというところが、まだ今のところわからないんですよね。ですから、それを確かめた上で我々の場合は、要するに成立した方がいいんじゃないかということではございまして、やっぱり決定後にそういうふうな機関決定を待っているのであれば、そこでどういうふうな、ノーと出るのかイエスと出るのか、まだはっきりわからないわけです。そういうところもありますし、あと立地条件ということではございますけれども、当の代表予定者の中田さんですか、あの方自身も、本人自身ではどこがいいですかと私聞いたら、それはやっぱり船越の観光案内所の方がいいんじゃないですかという、この前そういうふうなお話をしておりました。

代表者自体も、そういうふうな考えを持っているということでございます。

それから、山崎さん、かなり強力な方でございますけれども、この周りの状況、大瀉もあるし、くららもあるというそういうふうなところで、そこは今すごく活性化しておりますけれども、そういうふうなところと競争して、果たして生き残るだけの魅力があるのかどうか、そこを私は懸念するわけです。ここに一つぽっとあるだけならいいけども、今もう完成されて、入り口のところでもう完全にブロックされているんですよ。よほどの魅力がなければ、こちらまで足を運びませんよって言うわけです。そういうところも懸念があります。ということで、それもありますけれども、私は一番言いたいのは、今どきこういう箱もの、果たして船川につくっていいのか、それだけ投資していいのかということでございます。

私はいつも、前にも言っておりますけれども、やっぱりこの複合観光施設という箱ものをつくるよりも、まず船川の町なかの商店街、これをどうするかという方が私は先だと思います。何も大きな建物をつくれればいいというわけでもございません。そんな大きなものじゃなくても、いろいろ今、ひのめ市でも気の利いたいろいろな行事をやっております。そういうふうないろんな知恵を働かせて、気の利いた施策、事業を立ち上げてやった方が、よっぽど船川のためになる。例えば、テント村でもいいじゃないですか。そんなに大きな施設がなくても、細かいところでもいろんな政策なり、そういうふうな立案してですね、船川のまちをもっと活気づけてやった方が、私は男鹿市全体というよりも船川のまちの再生になると思います。ということで、当然船川の再生、もちろん市長もそれはもう強く考えていると思いますけれども、そういうことで私は、先に船川の町なかの小さくてもいいけども気の利いた事業を先に立ち上げた方がいいんじゃないかと、そういうことで船川の衰退をいくらでもとめるということが一つあります。

それとは別に、男鹿市全体のことを考えるのであれば、やっぱり立地条件、これが最大のネックだと思います。ということで、男鹿市全体の活性化を考えるのであれば、複合観光施設をつくるのであれば、立地条件等考えて、はっきり言います、船越地区が最適な候補地だと思います。私だけ一人で言っているわけではありません。市民の方もそういうふうな方もたくさんおりますし、先ほどの中田さんもそういうふうなことを言っておりました。それに賛同してくれる方は、かなり多いと思います。で

すから、船川をどうする、男鹿市全体をどうするという、まだまだ議論は煮詰まっていなと思うんです、私はね。ですから、この未来づくり協働プログラムにこだわらずに、もう一度じっくり考え直してみませんかといつも強く言っているわけですが、はつきり言ってこの際、県にはこだわるべきではないと思います。再検討を望みたいと思いますが、以上のことまでのところでご返答をお願いします。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 今のご質問の中で、順番は逆でございますけれども、まず、船川の商店街活性化というようなことは、これは大変重要なことだと我々も考えております。ただ、今現在は、例えばひのめ市とか、ああいう一過性のものでしかなか人に来ていただいております。こういう複合観光施設をもって多くの方々においでいただきたいというのが私たちの思いであります。

また、ほかの近隣の道の駅といいますか、一緒にやっていくということについては、これは今回の複合観光施設の場合、いわゆる魚を中心にやってまいります。これは全県でも余り魚を中心にやっているところはないというふうにして、一番特徴が出せるところであります。そうすると、やはり船川漁協とか市内の漁協等も近いということもありますし、そういう意味では、この船川の地というのが魚を売る場所としては私は適地といいますか、非常にふさわしいし、魚だけじゃなくて野菜といいますか農産物も売れるということで、何か特徴を出すのであれば、男鹿の場合は新鮮な海の幸ということになります。

また、機関決定のことについては、答弁でもお答えしておりますけれども、我々が接しておりますのは、その中でのトップとか、あるいは少なくとも役員、あるいはトップに近い役員の方々とお話しているのです、出資については、今回の実施設計をお認めいただければ、機関決定ということで14社、各自に個別にまた確認してまいりますので、今現在その実施設計をお認めいただくというのが、このプロジェクトを進めるために望まれているといいますか、我々として必要なことでもあります。ぜひその辺をお考えいただきたく思います。

そして、先ほどいろんな意味での試算というのもございますけれども、この船川の地で魚を中心に売ってやっていくということは、山崎さんだけじゃなくて、少なくとも

このプロジェクトに参加される14社については、そういう思いを持って、その14社自体がただ単に出資する方だけではありません。例えばJAであれ、実際に商売をなさっている方にこのプロジェクト全体を説明して、出資という形で参画いただけるということなので、決して単にどの場所がとか言ってるわけじゃなくて、おのおの機関の中で考えて、このプロジェクトに賛同をいただいて実際に参加いただいているというふうにして我々思っていますので、ぜひこのプロジェクトを進めれるように、ご支援をお願いしたいと思います。

○議長（三浦利通君） 暫時休憩いたします。

午前10時50分 休 憩

午前10時51分 再 開

○議長（三浦利通君） 再開します。

さらに、船木議員。

○14番（船木正博君） 市長からもいろいろお話ありましたけども、目玉として魚を中心にやると、そこが個性を発揮してやれるところで、それはかなり男鹿の特産ですので、それは結構ですけども、同じその魚をやるにしても、果たしてマーケティング的にいってどこがいいのかという問題も出てきます。それはそれで考えてください。

ということで、いろいろこういうふうに、まだまだ発展途上と言いますか煮詰まっておりますと思います、私はね。ですから、どうしても今年度中にやるのであれば、どうですこれ、住民投票とかそれで意見ををとっていただけないですか。私は前に選挙で問うてくださいと言いましたけども、どうしても今年度中にやるというあれだったら、まだまだいろんな意見がたくさんありますので、住民投票でこれを問うてみたらどうですか。最後にこれをお願いして、閉めたいと、その意思はありますか。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） この複合観光施設につきましては、いろんな方々と今まで話を詰めてきております。秋田県にこだわる必要はないということのお話でありますけども、県だけではなく、例えばJRとも話を詰めておりますし、また、参画して下さっている方々とは、もちろん実際に中身まで詰めておりますので、その方々のご賛

同を得て出資をするという段階までできております。ここでまた全体に住民投票ということは、やらなければどうなると、我々は今、男鹿市で何か新しいことをしなければ、この流れは変わらないという思いを持って進めておりますし、もちろん住民の方皆さんが賛同されたということを申し上げてはおりませんが、我々とすれば、この14社以外にも、このプロジェクトに賛同していただいている方というのは、我々の接している限りでは、おられます。ですから、今ここで住民投票というよりも、何か新しいことをやらなければいけないということを訴えながら、我々は進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解をお願いいたします。

○議長（三浦利通君） 14番船木正博君の質疑を終結いたします。

○14番（船木正博君） どうもありがとうございました。

○議長（三浦利通君） 次に、4番木元利明君の発言を許します。4番木元利明君

○4番（木元利明君） 皆さん、おはようございます。

私からは議案第66号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

概要にあります一般職の職員の給与改定に準じて、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するとあります。

私がきょうお尋ねいたしますのは、この後の、この件に関して賛否の判断基準とさせていただきますために、市長、副市長、教育長のお三方の胸中を垣間見たいと思ひまして質問するものであります。

先般、私の一般質問の中で、渡部市長の失政について述べていただきました。それに対しまして市長から答弁をいただきました。そしてまた、相前後するんですが、市長出馬表明の中に実績として、あれもやりましたと、これもやりました、努力もしましたというようなことをいろいろ述べられておりましたが、どうも私が思うには、渡部市政が始まって以来、前にも述べましたが、何ら市長がご自分で自負するようなことのような功績は、どこを探しても見当たらないと。逆に、市長の前の方が築き上げたものが、どんどん崩れさっているように私は感じております。その中におきまして今回の期末手当0.05引き上げ提案でございます。

このような文言がございます。特別職の報酬等でありませけれども、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決

定される一般職の職員の給与等は、おのずからその性格を異にするとあります。また、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても、自動的に引き上げられることとなるような方式を採用することは、法の趣旨に違背するというふうな文言がございます。そして、この報酬の改定については、一定の役務の対価と与えられる反対給付だともあるんです。

ここで、市長がきょうは提案するべくしてしたのでありますが、市長として、過去、現在見てみた場合、この期末手当の0.05パーセント引き上げに対して市長ご自身、違和感を感じませんか。上げて当然だろうと言えばそれまでなんですが、先ほど述べたように、一般職の方々は、これは生活費、生計費であります。特別職を含めて我々も生計費ではございません。そこで、今回の概要の中に給与改定に準じてとあるんですが、これは言語道断だと感じます。今ここの文言にあったとおり、職員の給与改定には準ずるべきではないということがあるんです。それらを含めて、市長、副市長、教育長、おのおの方々からただいまの質問に対して答弁をお願いいたします。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 今回の議会に提案させていただいておりますので、違和感というのを持ったまま提案するというのは、それはないと思っていますので、私も協議の上、これでいこうということで提案しておりますので、それは違和感は感じておりません。

また、私の評価でありますけども、私自身が感じた今までやってきたことというのを申し上げたわけでありまして、それをどのように評価されるというのは、人によって全く変わってきますので、私はこの期間にやってきたことは、事実関係として、こういうことをやってきたということをお断り申し上げます。

○議長（三浦利通君） 杉本副市長

【副市長 杉本俊比古君 登壇】

○副市長（杉本俊比古君） お答えを申し上げます。

今、市長も答弁いたしましたけれども、この条例提案に当たっては、十分市長と協議をした上で、庁議に諮った上で提案をさせていただいているところでございます。

違和感という意味では、特にそういうプロセスを経て、自分なりに納得をして提案させていただきますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（三浦利通君） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦君 登壇】

○教育長（鈴木雅彦君） 十分に協議の上での提案ということですので、市長、副市長の今述べました見解と、私も全く同じでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。木元議員

○4番（木元利明君） 市長、提案に対しての違和感ではないんです。提案は提案として、これは当然の市長の任務であろうし、義務であろうと思います。

と言いますのは、私が申し上げますのは、一般質問で述べさせてもらったので、あえてここで申しませんけれども、我々議員の立場として、そして市民の声を背中に背負っている者として、順当な市政運営であるのであれば、それは私ども何のそれに対して異論を申しません。しかしながら、現状を見ても、今後を見ても、市長は3カ月半ぐらいで任期を終えるのに対しまして、次年度の編成方針がどういうふうになるかまだ全然見えていないということもある中で、いわばその後の、例えば29年、30年、その際に財政状況がどうなっているのかということ想像すると、非常に先が暗いというふうなことも感じられるわけです。それらを市長がどういうふう考えているかわかりませんが、違和感と申ししたのは、市長がやってきたことに対して自己判断、自分自身を非常に高く見積もっておられるようでありますが、それは自己過信というものでありまして、違和感というのは、このような事情にあって、このような現場をつくり上げた市長が、金額、パーセントどうあれ、この期末手当を上げることに違和感はないんですかということを確認したわけなんです。提案ではありません。提案は、これはこれでよろしいでしょう。そのことについて、もう一度お聞きします。市長にのみ。市長はあれもやった、これもやったと先ほど申しましたけれども、ただいまの答弁にもありました。やるべきことをやってきたと。それは自分だけの話であって、今の現状、今回の議会の後半にも資料が出るとは思いますけれども、一向にこの渡部丸は沈没寸前ではないかと、私が危惧するわけでありまして。そこら辺も何ら責任の一端も感じないで違和感もないと、そういうふうな言葉、よく

出るものですねと思います。ですから、これ引き上げに対して違和感はございませんか。

○議長（三浦利通君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 02 分 休 憩

午前 11 時 03 分 再 開

○議長（三浦利通君） 再開します。

今、木元議員から質疑の部分、その部分について市長から答弁をお願いします。

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 先ほども申し上げましたけども、今回の予算の提案ということについては、市役所内で十分協議をして、みんなで確認したものでありますから、私自身これらについては違和感は持っておりません。

○議長（三浦利通君） さらに質疑ありませんか。木元議員

○4番（木元利明君） 最後一言申し述べて終わります。

私が違和感と申しましたのは、何回も申し上げます。役務の対価と与えられる反対給付とあります。それに対して違和感ありませんかと言ったつもりなんです、それはまた後ほどお尋ねしましょう。

以上終わります。

○議長（三浦利通君） 4番木元利明君の質疑を終結いたします。

次に、8番安田健次郎君の発言を許します。8番

○8番（安田健次郎君） 私からは、議案第71号の男鹿市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について、この議案について若干質問させていただきたいと思えます。

一つは、定数が19人になるということで、今まで確か二十・・・ちょっと直接選挙とふた色あるんで定数ちょっと忘れちゃったけれども、相当数減る数字のようです。この19人で今まであった農業委員会法から言いますと、私はちょっと後退していくんじゃないかなという懸念を持っています。そういう点で、今までの農業委員会のあり方を定数19で補っていくのかという考え方について、どうお感じになっているのか、まず最初に伺いたいと思えます。

御存じのように、きょねんの4月、農地法、農協法、そしてこの農業委員会法、大変な改悪が将来にわたってなされるということに、もう農業日本になしと言われるほどの悪法が三つ通った。そのために、今、さらに農協の関係で喧々諤々やっているわけだけでも、特にこの農業委員会で、ことしの春の二田孝治会長の改正なったときの新聞、きょう持ち忘れてきたんだけど、農業委員会の担当している方々、これ以上は農業委員会を衰退させてはだめだという見解を持っているんですけども、どうもこの執行権者に権限が委ねられると、当然農業のこれからの振興に対して弊害が出るということは懸念されるんだけど、この定数削減と直接農業振興という点では、かみ合わない部分があるわけだけれども、この農業委員会の選挙がなくなったという問題、しかも権限が市長、行政サイドに委ねられるという点で、現場の声が届かなくなるという点での弊害はないのか、これも二つ目に聞いておきたいと思います。

それから、選出基準、今度は市長も、いわゆる過去には農業委員会の建議を重んじて、それに準じて行政執行なされるという部分が法に定められてあったわけだけれども、今度はそういういわゆる現場の声を、ある意味反映されなくとも市長の権限で人選を担うわけだけれども、この点の配慮というか、考え方というか、今まで農業委員会というのは選挙されて、この地域にはこの方が必要だなということで選ばれてきた方が多数でした。学識経験者もいるんだけど。そういう点では、そこら辺のくみ上げ方をどう、簡単に言いますと、はらの中にあると思うんだけど、地域を中心に考えるのか、人材を中心に考えていくのか、全体数としてはどうなのかという点でいろいろ考えてはいると思うんだけど、条例においても行うことができるという、これからいろいろやるとは思うんだけど、その点についても伺いたいと思います。

それからもう一つ、推進委員が置かれることになっていたわけだけれども、法律では置かなくともいいっていうことも言えると思うんだけど、しかしやっぱり法の改正の中身は、定数が減っちゃって、学識経験者も減っちゃうので、下部組織を置いて農業推進員を置くことができるという条項があるわけだけれども、それは置いているのかどうか、どう考えているのかお聞かせ願いたいなと思います。

それから、今まであった学識経験者的なことに対する配慮、農業の現場の人だけの意見では、いろんな技術や経営のノウハウ以外の問題もありますから、学識経験者ということは配置していたわけだけれども、これが全然これからは考えられないのか。

要は、最初の質問とダブるわけだけども、議会選出は2人減ったわけだけども、農協選出、それから土地改良区選出とか、または女性の農業委員、前の答えでは女性の農業委員についても配慮するというような答えあったようだけども、こういうことについて、私がなぜこの市長の裁量権について質問するかというと、やっぱり今、農業というのは相当疲弊していると思うんですね。イコールそういう農業中心のこうした市というのは衰退している、疲弊している。このために、ささやかであっても歯どめとか、食いとめていかなきゃならないというのが今の我々の置かれている立場だと思うんです。そういう点では、少しでもそういうのを食いとめていかないと、ずるずる農協もやられて、農地もやられて、農業委員会もやられて、農業の行く先というのはどう考えればいいのかという点で、農家はやっぱり農業委員会、市長はどう考えているんだろうかという期待して切望しているところあるんですね。そういうことも含めて市長の見解を伺わせていただきたいなと思います。

○議長（三浦利通君） 武田農委事務局長

【農委事務局長 武田誠君 登壇】

○農委事務局長（武田誠君） 安田議員のご質問にお答えします。

これまでの定数の考え方を最初に述べさせてもらいますけども、27年9月に農林水産省から改正農業委員会法が示された当時は、本市の農業委員会においても、農業委員と農地最適化推進委員の両方を置くというふうに位置づけられておりました。そのことから、当時の農業委員の皆様が勉強会を開催したりしながら、この両方の委員の定数をどういった割合にしようかということとずっと検討してきておまして、4月以降、毎月行われる農業委員会の定例総会の後に、その委員の数等について打ち合わせ、協議を重ねてきたところであります。

しかし、10月17日付の官報で、男鹿市の農業委員会では、農地利用最適化推進委員を置かないことができるという位置づけに変わりました。この理由は、二つの要件がありまして、耕作放棄地が比較的少ないことと、もう一つの要件としては、農地の集積が進んでいること、こういった地域においては最適化推進委員を置かなくてもいいという位置づけであったことから、この官報によって位置づけが変わったものであります。そこから本市の農業委員会としては、最適化推進委員を置かず、農業委員だけの定数を検討し、今回19人とするというものであります。

現行この委員の定数は23人であります。24年当時は選挙と選任制の二つがありましたけども、その当時、農業委員会で代表者会議を開催し、定数について検討したということがありました。結果として24年時の改選時には定数削減は行わないものの次回の改選時には、当時ですけども、2人から3人の削減をしたいというような結果になったそうであります。今回23人の定数を、どのくらいの数にという検討をした際に、その当時の話が出まして、3人を減ずるというところから20名という案も出たんですけども、先ほど理由にしました集積率が基盤事業の推進等もありまして、相当進んでいるというようなこともありまして、活動範囲等が平場から中山間地の方へというような考え方もありまして、さらに一人減じた19人という定数にすることといたしたものであります。これによって今後の活動の衰退等考えられないかという部分につきましては、今までの農業委員の会議を主体とした活動ではなく、今度はやっぱり現場活動も、そうとうこなしていく必要があるという、農業委員のスタイルに制度上変わっていますので、そういったところで19人でカバーしていくということで決めたところであります。

この後、人選の選出の際の基準等については、細かいところは決めて行くこととなりますけれども、先ほど言われました学識経験者等の考えもありますけれども、各種団体等からの推薦は拒むものではありません。ただ、公募方式になりますので、推薦された形で応募してくると。応募者は全員同じ選出基準のもと選出されるということです。ほかの市町村の例では、農業共済組合から推薦を受けて応募した方が選出されなかったという例もあるというふうに示されておりました。ですから、応募は、どんな団体から推薦されても応募してきて、選出される場合は一律の基準で選出されることとなります。ただその際、要件にあります認定農業者を過半数置くとか、女性農業者をできれば複数選出するとか、そういったものをすべて考慮しながら選出することになると思いますので、どうかよろしくお願いします。

○議長（三浦利通君） 再質疑、安田健次郎君。

○8番（安田健次郎君） もう一つ、推進委員を置かない理由については、置かなくてもいいということだと思っただけども、その理由も今言ったように耕作放棄地が少なくなったりとか、集積率が高まったということの理由に当てはめて減らすのか。

私は確かにこの間の集積率が八十何パーセントに進んでいるのでという答弁あっ

ただけども、耕作放棄地も、ないと言いながら男鹿市の特性なのか、私ども住んでいるところでは、そんなに見えないんだけども、山間部に入ると、すごいやっぱり耕作放棄地を目の当たりに見ると。全体の農地面積も多いから、パーセントでいくと十何パーセント台のやはり未集積率だということになるんだけど、面積からいくと相当数あるんですね。旧若美の方とか結構面積所有率が高いわけだから、そういう点では決してこの耕作放棄地が少なくなってきた、集積率が高まってきただけでは、まだ未解決の問題が出るんじゃないかなということも私は考えられると思います。そういう点では、定数の問題も含めて、推進委員なりそういう細かいところに手が届くような農業委員のサポートする推進委員を、うんとやっぱり活躍させる、してもらおうというふうな手だてが今後の農業振興に役立つんじゃないかと思うんだけども、推進委員のあり方についても一つ聞いておきたいと思います。

それから推薦して、他市の例だけけれども、各団体から例えばこういう方が優秀だと、農協ではこの人がエキスパートだと推薦されても却下されたということ、人選の委員というか、これはどうやって選ぶから却下されるんですかということこれからですね、今まではあったと思うんだけど、今後そういう問題というのは出るのかどうか。私は市長が目届かない立派な人がもしいたりしたら、そういう方も任用していくとか、委員に加えていくとか、推進委員にしていくとかということのも手だてとしてはあると思うんだけども、いわゆる総体的に活躍する方々をふやしていかないと、どうもずるずる農業は斜陽化していく気がしますので質問してるので、その人選の体制というか、農業委員や推進委員を選ぶ機構というか、どうやって考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、市長は答えないとはい思うんだけども、農業振興上、こうした農協も含めて、農地法も含めて、農業委員もこうやって含めていって、将来的に男鹿市の農業に対しての何ていうか考え方というか、絶対振興がされていくという、高まっていくというか、そういう考えはお持ちなんですか。市長が答えなかったら部長でもお願いしたいと思います。

○議長（三浦利通君） 武田農委事務局長

【農委事務局長 武田誠君 登壇】

○農委事務局長（武田誠君） 確かに今おっしゃられたように耕作放棄地が全く見えな

い状況でもないですし、この先、どんどん解消されて減っていくという状況でもないことはわかっているつもりであります。推進委員を置かなくてもいいとされた市町村であっても、今後、他市町村の推進委員を置いた場合のそういった解消や集積率の高まり等々、状況を見ながらこの後、推進委員を設置するというのも可能な制度でありますので、今回の場合は農業委員のみの定数をお願いして活動した後に、状況によっては農地最適化推進委員を置いていく方法もあると考えていますので、今のところはそういう状況にあります。

あと、先ほど言いましたように、人選については、選挙区制ですと地区から平等とか、そういうシステムでありましたけれども、今度は男鹿市全域を考えての委員の選出になるのが一番だと思います。ですから、多くの方から応募していただいてから、全体的な地区のバランスを考えて選出される場合に、もしかしたら先ほど言ったように、一つの地区から多くの方が応募している場合は、どうしても選出されない場合もあるということは考えられます。全体的なバランス、それから女性を委員に含めたい、若い人の声も聞きたい、あと、先ほど言いましたように、何せ農業委員会ですので、農業のことを一番先に考える認定農業者を過半数加える、こういった要件をきちんと選出する場で、それを基準として選出していくことになると思います。それはこの後、きちりとした対応をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（三浦利通君） 安田健次郎君

○8番（安田健次郎君） 部長、聞いてるからわかると思うけども、じゃあ最後に、一つは耕作放棄地とか、そういうまだ解決できない、集約化できていないところへの手だてを、どう進めるかという問題と、それから人選に対しては決してより好みはしないと思うんだけども、選出基準を民意にかなった基準、方法を求めて質問を終わります。

○議長（三浦利通君） 答弁いいですか。

○8番（安田健次郎君） 終わります。

○議長（三浦利通君） 8番安田健次郎君の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。10番吉田清孝君

○10番（吉田清孝君） 市長にお尋ねいたします。

財政の悪化と言いますか、総務委員会で行革大綱が、なぜ見直しが必要かという部分で、いわゆる30年度までの計画を一般財源ベースで提案していただきました。この27年度決算だとかそういう中でも、端的に言うと27年、28年は約3億ぐらいの単年度でいくと赤字だと。そして、29年も赤字が予想されるということだと、私方、昔の感覚でいくと、もう財政再建団体だというふうなぐらい非常に厳しいと。一番の私、市長の報告でどうかなと思ったのが、平成21年度から病院に対する補助金というものが約9億8千万だと、毎年1億ずつ出していると。言いたいことは、病院会計そのものが全然いわゆるその、前は医師の充足だとかって言うんですけども、私、構造的になってるのではないかなと、これがやっぱり非常に長年の中で市の財政を硬直化してるというふうに感じるわけです。どういう手だてをして、どういうことをして、これから向かおうとしているのか。そして、7年半やってみて、どうなのか、ここのあたりを非常に具体的な部分がないんですよ。そこのあたりをちょっと見解をお聞きしたいなと思っております。

これを見ますと、来年度の見込みというのが投資的経費4億だと、今。これが半分に2億、そして経費抑制という部分で6億2千万の経費削減を目指していると。大変な数字ですよ。これが7年半のあなたの実績なのかなと。財政的に言えばですよ。あなたも、非常に結果を出さなきゃいけないということでやった結果、この現状をどういうふうに認識しておるか、そのことがこの財政を見ると、あなたが出馬表明に言った輝く男鹿をつくるというのが、非常に困難なのではないかなという数字だと思うんです。そこのあたり、具体的にはこの病院会計をどうするのかと。私は大きな問題として考えているわけですが、そこのあたりをひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、今、議案第71号の農業委員の定数について、19人ということで農業委員会の方で3人か4人という部分で、そういう形で決められたということなんですけれども、他市の状況と言いますか、類似市でもいいし、13市の中で、どういう定数になっていますか。そして農業委員の方々、法律改正に基づいて現場主義とかって言ってますけども、どういう活動をこれから、どういうふうに、いわゆるこの二十何人もいて、私はその現状ですよ、農業が衰退してきているという中で農業委員会の役

割というものがどういうことの中で今後いくんだと、そこをちょっと具体的に示していただきたいなと思います。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 男鹿みなと市民病院でございますけれども、私まず第一に、この男鹿みなと市民病院というのは、今の男鹿市では絶対に必要な施設というふうにして、まず認識しております。そのために平成27年度までに経営健全化計画ということで、議会の皆様のご理解をいただいて、27年度に経営健全化計画は達成いたしました。今年度から新たに改革プランというのを今、みなと市民病院の方でつくっております。その中で、みなと市民病院で自立してやっていく方法はということで今詰めております。そこが、みなと市民病院に関しては、経営健全化計画の中で、いわゆる27年度まではこういうふうに行っていくという形ができておりましたから、28年度以降について、いわゆる病院として、ちゃんとひとり立ちできる、そういう体制をこれから整えてまいります。

また、市全体で考えますと、やはり今まで市として安全ということで、今、男鹿市内の、いわゆる市が直接かかわっている公共施設はすべて耐震を実施いたしました。まずそういう面で、確かに出る分は多かったんですけども、耐震については、男鹿市内の公的な建物は基本的に全部やっておりますので、今後については、いわゆる財政の数字をよくするような、そういう動きを今まで以上に強めてまいりたいと思っています。

○議長（三浦利通君） 武田農委事務局長

【農委事務局長 武田誠君 登壇】

○農委事務局長（武田誠君） 他市の定数の状況ですけれども、ちょうど本市と同じように移行時期を29年7月20日、そのころに設定している市町村が多いことから、先行している事例は少ない状況にあります。

ただ、考え方といたしましては、先ほど言いましたように、農業委員と推進委員、両方置く方については、トータルでは現行の委員の数よりも若干ふえているような市町村が多いように思います。ただ、現行の定数を農業委員と推進委員の足した数にそろえていくというような考え方をした市町村もあると聞いていますけども、くわしく

は、各市の状況全部を把握しているわけではありませんけれども、大体现行の数を維持したいというのが、ほかの市町村の考え方であると思っています。

今後の活動ですけれども、会議はご承知のように、もちろん開催していきませんが、集積率をさらに高めていくために、現場では地域の農業者の話し合いに参加したりだとか、それから農地の出し手、借り手、この辺のリレーをつなげる役目を果たすですとか、あとももちろん遊休農地の発生防止、解消、こういった部分の現場活動、さらにはそういった農地を農地中間管理機構を通すような誘導、こういったことを主な現場活動というふうに位置づけているところであります。

○議長（三浦利通君） さらに吉田清孝君。

○10番（吉田清孝君） 病院会計ですけれども、市長、それは不良債務解消のための改革ということで、27年度で市からの補助金でゼロにしたと。私が言いたいのは、7年半やって、何らこの変わってないのではないかなと。スピード感が持ってないとか、13科だとかって言っても全然変わってなくて、何か根本的に変えないと、その1億だとかって言うのは、もう今、改革プランつくってこうだと言ってるけども、7年半ね、ただ市からやって、何か変えたのかなと。例えば透析の部分で2千何百万をかけて、それが結果ですよ、あなたの言うね、結果、出してないですよ。そしてそれが一般会計に非常に重くのしかかっていると、こういう認識は持っていませんか。だから、いわゆる不良債務を解消するためにやったかしらないけども、その間、中身を見て変えなきゃいけないということを感じていなかったですか。じゃあ今後、今ただこういうふうにプランをつくるというけども、あなた自身、これからどういうことを考えて、7年間見てきたんだもの。こういうふうにするという考え方を持って、そのことによって今度、予算を見ると5千万、1億って言う、一般会計からまた上限上げてますよ。そういう中で変わってないというふうに私は、具体的に一番の課題だと思いませんか。根本的なこの財政の中で、そういうことをまず改善する、その手腕ね、大きく期待してたんだけども、何ら変わらないのではないかなということの指摘について、どういうふうにお考えですか。

それから、農業委員の役割というものが実際は私もこの4月の部分で、いわゆる議会代表というのは2人を減じている。そういう中で、さっき具体的に参考までに13市で何名だかっていうの、私は何人がどうだかっていったときに、持ち合わせていな

いので、農家何人あたりに農業委員がいた方がいいとか、今までの活動の中で農業が衰退している部分で、農業委員の皆さんも、農業委員会としても、どういうふうに活動を反省していかなきゃいけないし、今まではこうであったけれども、さっき現場主義というけども、実際あれですか具体的に、私は農業委員会総会出席した中でも、申しわけないけども、農業振興だとかいろんな部分での発言をされる方っていうのは、私はあんまり記憶になかったんですよ。だから、今度はこういうふうに変えてこうだという部分を、変わるんですね、新しい法律に基づいて活動、実績、いろんな部分で。今までの違いと、もう少し具体的に示していただけますか。くどいですがけども、他市のわかる範囲で結構ですけども、例えば潟上市の農業委員、何人いるんですか、北秋田市でも、それから仙北市でも、何人ぐらいでこうだっていう部分を教えていただければなと思います。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 男鹿みなと市民病院の経営についてでありますけれども、まず病院の経営というのは、はっきり申しまして医師次第、お医者さん次第だと思っております。まずは、一つは先ほどおっしゃった透析のことでございますけども、きょねんの10月までは泌尿器科の専門の先生がおられました。10月で独立されたということで、手術件数とかというのは前の半分ですし、また、いわゆる日常にいらっしゃる方も非常に減ってます。そういう面はございました。

とにかく、例えば整形外科に新しい先生が来られたりして、その分でいわゆる手術とかの件数がふえれば、男鹿みなと市民病院の経営もその分よくなるという思いで、私は毎月やっています病院の会議、これは医師をはじめ看護師全部が出られる会議ですが、それに出て、基本的には院長の下間先生と今後の病院のあり方とか今後の進め方というのは話してまいりました。まだまだそのスピードとおっしゃられるかもしれませんが、27年度は一応まずその方向にいったので、これからは新しい医師に限らず今の病院の中で何が問題なのかというのを、27年を区切りに、また新たな計画と言いますか、改革プランと呼んでおりますけれども、その中で私だけじゃなくて、多くの先生方等も含めて議論しながら数字をよくしてまいりたいと思っております。

○議長（三浦利通君） 武田農委事務局長

【農委事務局長 武田誠君 登壇】

○農委事務局長（武田誠君） ほかの市町村の定数に対する考え方ですけれども、先ほど言いましたように、現在、定数の改正に向けて動いているところもありますので、私が今お話しする数字が、そのまま案になったり確定しているかは、ちょっとわからないところですが、当時我々が検討する際に知り得た部分の情報としては、鹿角市が現行定数23人であるのに対して四十五、六人、推進委員も両方置く市でありましたので、そういったところを検討していましたし、秋田市は32人に対して、やはり40から45人くらいを想定している状況でありました。由利本荘市は、先ほど一つの例と話しましたが、37人の定数に対して委員と推進委員、両方置いても37人になるような考え方をお持ちでした。潟上市は、当時多分聞いた時点の定数は22と言っていましたけども、先ほど吉田議員もおっしゃいましたとおり、当時議員の枠とかということもありましたので、そのまま定数であったかはわからないんですけども、潟上市は推進委員を置かなくてもいいと最初から位置づけられていた市でありましたので、その人数でいくつもりでいたようであります。あと、大仙市にいたっては、現行47人に対して山間部を抱えているというようなこともあるのだと思いますけれども、推進委員の数をかなり多く想定してまして、トータルで60人を超えるような検討をしているという状況でした。ただ、これは私どもが推進委員と委員の両方を置くという時点での検討するための情報収集でしたので、現在、確定しているかも定かでないし、この検討がどうなったかというのも今のところはまだわかりません。12月定例会にかける市町村が複数ありましたので、今後、来年の年明けの農業委員会の総会等では情報が入ってくると考えております。

今後の活動ですけれども、先ほどお話ししましたように、農業委員は吉田議員がわかりますように、今まではどちらかというとメインが会議でありまして、年数回の農地パトロール等現場活動もありましたけども、もちろん地域によっては農業者からの田んぼの移動の相談とかそういった業務もしてございます。ただ、メインはやはり会議が中心というような状況でした。今度、先ほども言いましたように、推進委員の活動の部分も農業委員が兼ねるといような状況になりますので、現場活動は、より重要なものになってくると考えられます。集積率は確かに平場では高いわけですが、今後、スムーズな農地の移動、それから遊休農地の発生防止、解消というところ

がどのくらい追いついていくかは、なかなか判断できないところですけども、少なくとも今、耕作されている農地が一作でも休むことなく次の小作者に渡るような、そういった活動というのが重要になってくると思っています。よろしくをお願いします。

○議長（三浦利通君） さらに吉田清孝君。

○10番（吉田清孝君） 終わります。

○議長（三浦利通君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第65号から第74号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会の付託

○議長（三浦利通君） 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第75号から第85号までについては、予算特別委員会へ付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第75号から第85号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

日程第3 議案第86号を上程

○議長（三浦利通君） 日程第3、議案86号男鹿市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてを題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました議案第86号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇の分割取得などを新たに規定するため、関係条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 次に、議案の説明を求めます。船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） それでは私から、議案第 86 号男鹿市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案書の 2 ページをお願いいたします。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が今年 2 日に公布され、平成 29 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、各条例の一部を改正するものであります。

主な概要を申し上げます。

2 ページの第 1 条は、男鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

第 2 条の 2 の規定は、育児休業の対象となる子に養子縁組を希望しているものの、実親等が反対したことにより、養育里親である職員に委託されている要保護児童を追加するものであります。

下の方になりますが、第 3 条の改正規定は、育児休業を取得した子について、再度育児休業を取得することのできる特別の事情について条文を整備するものであります。

次のページをお願いいたします。

第 10 条の改正規定は、育児短時間勤務の終了から 1 年を経過しない場合において、再度、育児短時間勤務をすることができる特別な事情等について整備するものであります。

中ほどよりちょっと下でございますが、第 16 条の改正規定は、介護時間の新設に伴う部分休業の承認に係る条文整備であります。

第 2 条も男鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。この改正第 2 条の 2 の改正規定は、児童福祉法の一部改正に伴う条文整理であります。

次のページをお願いします。

第 3 条は、男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

第9条の改正規定は、育児または介護を行う職員の早出・遅出勤務に係る子の範囲を拡大するものであります。

第10条第4項、中ほどにあります。この改正規定は育児または介護を行う職員の早出・遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限について条文整備を行うものであります。

次のページをお願いいたします。

上段の方になりますが、第13条の改正規定は、休暇の種類に介護時間を追加するものであります。

第19条の改正規定は、介護休暇の分割について規定するもので、3回を上限として合計6カ月の範囲内で分割取得を可能とするものであります。

第19条の2は、介護時間について規定するもので、連続する3年の期間内において、一日2時間まで介護のために勤務しないことを承認できることとするものであります。

次のページをお願いします。

第4条も男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。これも児童福祉法の一部改正に伴う条文整理であります。

第5条は、男鹿市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

第18条の改正規定は、給与の減額の対象となる休暇に介護時間を追加するものであります。

附則第1項は、施行期日で、この条例は平成29年1月1日から施行するものであります。児童福祉法の一部改正に伴います第2条と第4条の規定は、平成29年4月1日から施行するものであります。

次のページをお願いいたします。

附則の第2項は、この条例の施行の日であります平成29年1月1日において介護休暇を取得し、6カ月を経過していない職員については、残りの期間を分割して取得可能とする経過措置を設けるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第86号については、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（三浦利通君） お諮りいたします。12月12日から16日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、12月12日から16日までは議事の都合により休会とし、12月19日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時52分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第 6 5 号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 6 号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 7 号 男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 8 号 督促手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 6 9 号 男鹿市市税条例及び男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 0 号 男鹿市長選挙の記号式投票に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 7 2 号 財産の取得について
- 議案第 8 6 号 男鹿市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について

産業建設委員会

- 議案第 7 1 号 男鹿市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 議案第 7 3 号 男鹿総合観光案内所の指定管理者の指定について
- 議案第 7 4 号 男鹿温泉交流会館五風の指定管理者の指定について

予算特別委員会

- 議案第 7 5 号 平成 2 8 年度男鹿市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 7 6 号 平成 2 8 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 7 7 号 平成 2 8 年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第 1 号）について

- 議案第 78 号 平成 28 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 79 号 平成 28 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 80 号 平成 28 年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 81 号 平成 28 年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 82 号 平成 28 年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 83 号 平成 28 年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 84 号 平成 28 年度男鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 85 号 平成 28 年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について

